

Q18

国有ワクチン類の備蓄状況について教えてください。

A

わが国におけるワクチン類は、その多くが予防接種法に基づいて接種が行われており、所要量が確保された上で安定して供給される必要があります。

ワクチン類の需要の見込みも困難で、緊急時への対応が必要な外来性感染症用のワクチン、及び国内において発生するが、症例数が比較的少なく、需要量が限られている疾病に対する抗毒素等については、国家備

蓄が行われています。

平成 20 年（2008）7 月現在、国が備蓄しているワクチン類は、次の 6 品目です。

外来性感染症対策用として、

- コレラワクチン

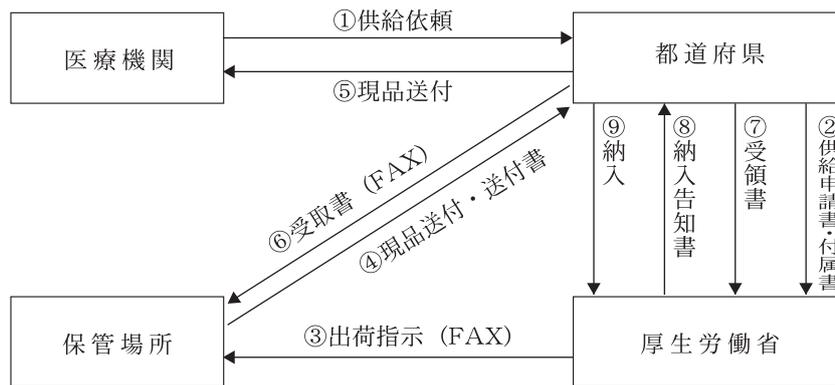
緊急治療用として、

- 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン
- 乾燥ガスエソウマ抗毒素
- 乾燥 E 型ボツリヌスウマ抗毒素
- 乾燥 A・B・E・F 型（多価）ボツリヌスウマ抗毒素
- 乾燥ジフテリアウマ抗毒素

国が備蓄している上記ワクチン類の供給は次のように「医療機関」から「都道府県」への供給依頼により出荷されており、緊急時には直接、医療機関から保管場所に供給依頼をすることができます。

なお、厚生労働省の担当課は医薬食品局血液対策課（電話：03 - 3595 - 2395, FAX：03 - 3507 - 9064）になります。

国有ワクチン等の供給体制（通常の場合）



- ・ 迅速に現品が医療機関に送付されることを第一とし、状況に応じ適切に対応する。
- ・ 連絡には原則として電話とFAXを併用する。

緊急の場合作りの取り扱いの 1 例 (重篤患者が発生し緊急に対応する必要がある場合を想定)

